

報告第 9 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
理 由	令和4年度の事業費が確定したことにより、繰入金等の 額が確定したので、予算の補正を要するため。



令和4年度

有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)



令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度有田川町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,777千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275,242千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,501	2,399	3,900
	1 分担金	1,500	2,400	3,900
	2 負担金	1	△1	0
2	使用料及び手数料	44,438	△3,867	40,571
	1 使用料	44,408	△3,917	40,491
	2 手数料	30	50	80
3	繰入金	238,078	△8,204	229,874
	1 繰入金	238,078	△8,204	229,874
4	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
5	諸収入	1	896	897
	1 雑入	1	896	897
	歳 入 合 計	284,019	△8,777	275,242



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	26,783	△677	26,106
	1 総務管理費	26,783	△677	26,106
2	施設費	106,464	△7,100	99,364
	1 農業集落排水施設管理費	106,464	△7,100	99,364
3	公債費	149,772	0	149,772
	1 公債費	149,772	0	149,772
4	予備費	1,000	△1,000	0
	1 予備費	1,000	△1,000	0
	歳 出 合 計	284,019	△8,777	275,242



# 予算に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 分担金及び負担金	1,501	2,399	3,900
2 使用料及び手数料	44,438	△3,867	40,571
3 繰入金	238,078	△8,204	229,874
4 繰越金	1	△1	0
5 諸収入	1	896	897
歳入合計	284,019	△8,777	275,242



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 26,783	千円 △677	千円 26,106
2 施設費	106,464	△7,100	99,364
3 公債費	149,772	0	149,772
4 予備費	1,000	△1,000	0
歳 出 合 計	284,019	△8,777	275,242

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		1,175	△1,852
		△4,147	△2,953
		2,399	△2,399
			△1,000
0	0	△573	△8,204

## 2 歳 入

### 1 款 分担金及び負担金

2,399千円

#### 1 項 分担金

2,400千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金	千円 1,500	千円 2,400	千円 3,900
計	1,500	2,400	3,900

### 1 款 分担金及び負担金

2,399千円

#### 2 項 負担金

△1千円

1 負担金	1	△1	0
計	1	△1	0

### 2 款 使用料及び手数料

△3,867千円

#### 1 項 使用料

△3,917千円

1 使用料	44,408	△3,917	40,491
計	44,408	△3,917	40,491

### 2 款 使用料及び手数料

△3,867千円

#### 2 項 手数料

50千円

1 手数料	30	50	80
計	30	50	80

### 3 款 繰入金

△8,204千円

#### 1 項 繰入金

△8,204千円

1 繰入金	238,078	△8,204	229,874
-------	---------	--------	---------



節		説	明
区 分	金 額		
1 分担金	千円 2,400	下水道課 農業集落排水事業分担金	千円 2,400

1 負担金	△1	下水道課 負担金	△1

1 現年度分	△4,147	下水道課 吉原地区使用料 田殿地区使用料 吉見地区使用料 熊井・奥地区使用料	△1,719 △1,564 △232 △632
2 滞納繰越金	230	下水道課 滞納繰越金	230

1 手数料	50	下水道課 指定工事店登録手数料 責任技術者登録手数料	38 12

1 一般会計繰入金	△8,204	下水道課 一般会計繰入金	△8,204

## 3款 繰入金

△8,204千円

## 1項 繰入金

△8,204千円

目	補正前の額	補正額	計
計	千円 238,078	千円 △8,204	千円 229,874

## 4款 繰越金

△1千円

## 1項 繰越金

△1千円

1 繰越金	1	△1	0
計	1	△1	0

## 5款 諸収入

896千円

## 1項 雑入

896千円

1 雑入	1	896	897
計	1	896	897

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円

1 繰越金	△1	下水道課 繰越金	△1

1 雑入	896	下水道課 雑収入	896

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

△677千円

##### 1 項 総務管理費

△677千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 26,783	千円 △677	千円 26,106	千円	千円	千円 1,175	千円 △1,852
計	26,783	△677	26,106	0	0	1,175	△1,852

#### 2 款 施設費

△7,100千円

##### 1 項 農業集落排水施設管理費

△7,100千円

1 農業集落排水施設管理費	106,464	△7,100	99,364			△4,147	△2,953
計	106,464	△7,100	99,364	0	0	△4,147	△2,953

#### 3 款 公債費

0千円

##### 1 項 公債費

0千円

1 元金	131,522	0	131,522			2,399	△2,399
計	149,772	0	149,772	0	0	2,399	△2,399

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 △470	総務課 時間外勤務手当	千円 △470
4 共済費	△7	総務課 職員共済組合負担金（職員）	△7
12 委託料	△100	下水道課 使用料徴収委託料	△100
26 公課費	△100	下水道課 消費税	△100

10 需用費	△2,900	下水道課 消耗品費 光熱水費（電気代） 光熱水費（上下水道代） 修繕料（公有財産）	△1,150 △900 △150 △700
11 役務費	△900	下水道課 計量器定期検査料	△900
12 委託料	△2,200	下水道課 施設設備管理委託料	△2,200
13 使用料及び賃 借料	△700	下水道課 機械器具借上料	△700
14 工事請負費	△400	下水道課 維持修繕工事請負費	△400

		財源更正	

## 4款 予備費

△1,000千円

## 1項 予備費

△1,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 1,000	千円 △1,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 △1,000
計	1,000	△1,000	0	0	0	0	△1,000

節		説明
区分	金額	
	千円	千円